

地震対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 方 針

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定により、輪之内町防災会議が策定する計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、町の地域における震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

2 性格、構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき作成されている「輪之内町地域防災計画」の「地震対策編」として、東海地震、東日本大震災を始めとする海溝型地震や、阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震、平成28年（2016年）熊本地震といった内陸型地震をも対象とし、その防災計画を定めるものである。

この計画は、町、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものである。

なお、この計画中、第5章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第6章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づく推進計画とする。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 町本部とは、輪之内町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。
- (4) 町計画とは、輪之内町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、輪之内町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。
- (9) 現地本部長とは、輪之内町災害対策本部現地本部長をいう。

なお、本計画中次の組織と名称は、災害対策本部の設置のいかんにより、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織）
町本部	輪之内町
町本部長	輪之内町長
町本部〇〇部	輪之内町〇〇課
本部連絡員	本部連絡員の担当職
本部事務室・広報部	輪之内町総務危機管理課
県本部	岐阜県（危機管理部）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県支部	西濃県事務所（振興防災課）
県支部長	西濃県事務所長
県支部〇〇班	西濃県事務所、西濃県事務所管内の県出先機関等

第3節 防災機関の業務の大綱

一般対策編第1章第3節「防災機関の業務の大綱」を準用する。

第4節 輪之内町の地質及び断層等の概要

1 輪之内町の地質

本町は岐阜県の南部、西南濃地域に位置し、西に連なる養老断層の古生層上に堆積した沖積層に立地している。

本町の地質を示す沖積層の深さは36メートル地点で大石（れき層）に達しているが、その間ほとんどが小石と砂による堆積層である。（輪之内中学校校舎建築の際のボーリング資料）

一般的に沖積層が厚いほど震度を増幅しやすい性質がある。

2 活断層の概要

断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震断層が発見されて、「生きている断層」つまり活断層が、地震発生と密接なかわりを持っていくことが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。

岐阜県を中心とする中央日本の地域には、多数の活断層が分布していることが最近のプレートテクトニクスの研究によって明らかにされている。本町においては、存在が確実とされる活断層はないが、伏在断層が予想されており、確実視されている本町に最も近い活断層は、濃尾平野の西端において垂井町南部から養老山地の東縁に沿って三重県の桑名市付近を通り、そのまま伊勢湾へ向かってのびていると考えられている養老断層である。

明治24年に起きた濃尾地震は、日本内陸部における有史以来最大の大地震であるが、これは根尾谷断層の活動により発生した地震である。この根尾谷断層は、福井県の大野市南部から南東へ向かって根尾村を横切り、本巢市、山県市、関市を経て、美濃加茂市・可児市まで全長約80キロメートルにわたる左横ずれ断層である。また、国の天然記念物に指定され、長さ約1キロメートルにわたり、上下に約6メートル、水平に約3メートルずれた根尾村水鳥の断層崖は濃尾地震の地震断層としてあまりにも有名である。

3 海溝型地震

太平洋プレートが日本列島の下に潜り込んで蓄積される歪エネルギーが太平洋近海で発生する巨大地震の原因であるが、岐阜県においては特に県南部の沖積平野部で、こうした東海沖や南海沖に発生する海洋型地震の影響を受ける。

第5節 被害想定

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。

○ 想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況

岐阜県では、「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査(平成25年2月)」において、海溝型地震と4つの内陸型地震（養老－桑名－四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を想定しており、輪之内町においてもそれぞれ被害が予測されている。地震発生時間を冬の午前5時（多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い）とした場合の予測結果は次のとおりである。

・ 想定される地震の概要

想定地震	想定 マグニチュード	震度		PL 値（液状化指数）	
		最小	最大	最小	最大
南海トラフ巨大地震	9.0	5.76	5.84	45.26	52.24
養老－桑名－四日市断層帯地震	7.7	6.12	6.43	31.61	55.54
阿寺断層系地震	7.9	4.81	4.93	1.11	3.60
跡津川断層地震	7.8	4.95	5.01	2.72	11.27
高山・大原断層帯地震	7.6	4.69	4.90	1.27	10.19

・ 人的被害（単位：人）

想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数
南海トラフ巨大地震	3	88	6	11	1,120
養老－桑名－四日市断層帯地震	33	293	64	117	2,302
阿寺断層系地震	0	2	0	0	81
跡津川断層地震	0	4	0	0	280
高山・大原断層帯地震	0	1	0	0	172

・建物被害（単位：棟）

想定地震	全壊	半壊	焼失
南海トラフ巨大地震	318	758	0
養老－桑名－四日市断層帯地震	793	1,259	2
阿寺断層系地震	27	48	0
跡津川断層地震	96	161	0
高山・大原断層帯地震	61	94	0

○ 内陸直下地震の想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況

岐阜県では、平成28年熊本地震を踏まえ、県内主要断層帯における内陸直下地震を想定し、県独自に震度散布解析及び被害想定調査を平成29年度から2カ年にわたり実施し、輪之内町においてもそれぞれ被害が予測されている。地震発生時間を冬の午前5時（多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い）とした場合の予測結果は次のとおりである。

・ 想定される地震の概要

想定地震		想定 マグニチュード	震度		PL 値（液状化指数）	
			最小	最大	最小	最大
揖斐川-武儀川（濃尾）		7.7	5.45	5.60	4.47	18.23
長良川上流	北側震源	7.3	5.01	5.09	3.10	13.09
	南側震源	7.3	4.71	4.81	0.00	2.04
屏風山・恵那山及び猿投山		7.7	4.84	4.96	0.98	5.22
阿寺		7.9	4.76	4.89	1.64	6.98
高山・大原		7.6	4.33	4.40	0.00	0.00

・ 人的被害（単位：人）

想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数
揖斐川-武儀川（濃尾）	2	86	5	9	819
長良川上流	北側震源	0	6	0	350
	南側震源	0	1	0	32
屏風山・恵那山及び猿投山	0	1	0	0	123
阿寺	0	1	0	0	160
高山・大原	0	0	0	0	0

・ 建物被害（単位：棟）

想定地震	全壊	半壊	焼失
揖斐川-武儀川（濃尾）	192	559	0
長良川上流	北側震源	108	191
	南側震源	10	18
屏風山・恵那山及び猿投山	39	66	0
阿寺	52	83	0
高山・大原	0	0	0

第6節 輪之内町の防災環境

1 自然条件

揖斐・長良の二大河川に囲まれる本町では、河川整備により安全性が高まりつつあるとはいえ、水害の危険にさらされており、また、軟弱地盤のため地震災害も甚大化する可能性を秘めている。このため、水防監視員による河川巡視、河川情報センター端末など現地情報収集体制の整備、防災通信施設による通報体制の整備、防災装備の充実等をさらに強化する必要がある。

2 人口

65歳以上の老年人口の比率は毎年増大し、平成2年は1,184人、14.1パーセント、平成7年は1,384人、16.0パーセント、平成12年は1,591人、17.2パーセント、平成17年は1,688人、17.7パーセント、平成22年は1,887人、19.3パーセント、平成27年には2,165人、21.8パーセント、令和2年には2,493人、25.8パーセントとなっており、人口の高齢化は確実に進行している。

こうした高齢人口の増加は、災害時に行動が不自由な要配慮者対策の必要性を示している。

3 交通

揖斐・長良の二大河川に囲まれているため、他市町との交通を結ぶ上で橋梁が大きな役割を果たしている。震災時には重要な輸送路となるため、橋梁の耐震性の確保は、災害応急対策の必須条件となる。

4 複合災害への対策

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図る。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。そのため、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2章 地震災害予防計画

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及計画

一般対策編第2章第9節「防災思想の普及計画」を準用する。

第2節 自主防災組織の育成と強化

関係機関
総務危機管理課 消防団

一般対策編第2章第12節「自主防災組織の育成と強化」に定めるところによるものとするが、特に大規模な地震が発生した場合の住民、地域、事業所の活動及び各機関との連携について、次のとおり定める。

1 住民自主防災活動の促進

住民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、平時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。



2 地域の自主活動の促進

- (1) 組織の編成例、平時及び非常時の活動内容、防災マニュアルの作成方法等は、一般対策編によるものとする。
- (2) 自主防災組織の拠点及び資機材の整備検討を行う。

ア コミュニティ防災拠点

機能	・防災知識の習得、普及の場 ・資機材、生活必需品等の備蓄 ・コミュニティの災害応急活動の拠点
----	--

イ 資機材整備例

情報伝達用具	ハンドマイク	救出・障害物 除去用具	バール、ジャッキ	救出・障害物 除去用具	大ハンマー
	携帯無線機		折り畳み梯子		片手ハンマー
消火用具	街頭用消火器		のこぎり、チェーンソー		ロープ
	消火器格納庫				ゴムボート
	バケツ、砂袋		掛矢	給食・給水用具	釜（釜戸付）
	可搬式ポンプ		斧		鍋
救護用具	担架（車付き）		スコップ		受水槽（1 t）
	救急セット		つるはし		ろ水器
	毛布		鍬	そ の 他	テント・天幕
避難用具	強力ライト		もっこ、石み		ビニールシート
	標旗・腕章		なた		井戸
	ロープ 200m		ペンチ		リヤカー
	小型発電機		鉄線ばさみ		燃料

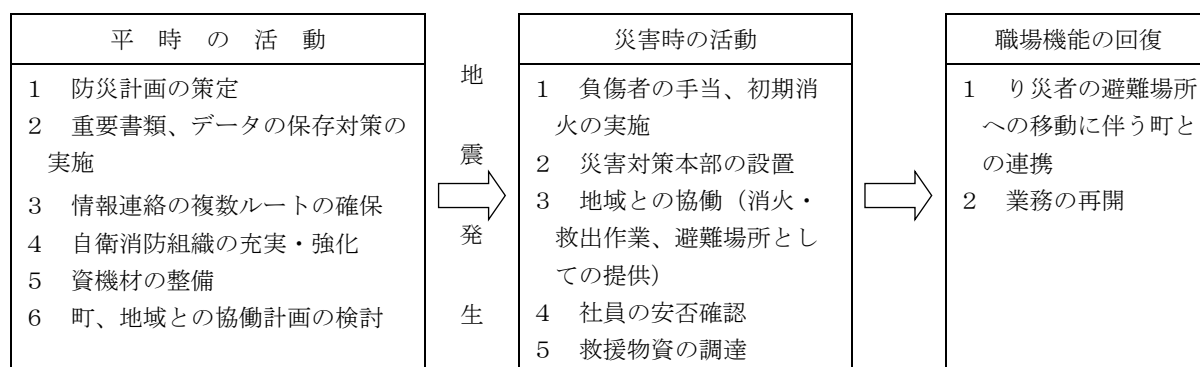
- (3) 自主防災組織のリーダーを育成する研修の実施を検討する。
- (4) 自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番との連携強化に努める。

3 事業所等の自主防災活動の促進

町は、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導し、自主防災組織及び地域住民との連携強化を図る。

また、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努め、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整えるものとする。

事業所の活動



第3節 ボランティア活動の推進

一般対策編第2章第13節「ボランティア活動の推進」を準用する。

第2項 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え (危機管理)

第1節 防災体制の確立

関係機関
各課共通

前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発する地震に対して、即座に対応し得る体制の構築を図る。

1 本町における防災組織

本町における防災組織は、次のとおりである。

(1) 輪之内町防災会議

ア 会長	— 町長	
イ 委員	—	
	○町議会議長	1人
	○岐阜県警察官のうちから、町長が任命するもの	1人
	○町長が、その部内の職員のうちから指名するもの	5人
	○教育長	1人
	○消防団長	1人
	○指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの	5人
	○自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	4人

(2) 輪之内町災害対策本部

町本部の組織及びその事務分掌は、一般対策編第1章第5節「輪之内町災害対策本部の組織」に定めるとおりとし、地震発生時の活動体制については、本編第3章第1項第1節「防災活動体制の整備計画」に定めるとおりとする。

(3) 自主防災組織

本町における自主防災組織の整備、育成、マニュアルの作成等に関する計画は、一般対策編第2章第12節「自主防災組織の育成と強化」に定めるとおりとする。

2 防災活動拠点の整備

町は、災害対策本部設置予定場所である町役場が被災した場合は、輪之内町コミュニティ防災センターを代替場所にするとともに、ヘリポートの整備と避難所等防災上重要な拠点となる施設を結ぶ道路の整備を図り、災害時には緊急輸送道路として、業者に啓開を依頼するなど、効果的な応急対策活動の実施計画を策定する。

第2節 情報体制の確立

一般対策編第2章第17節「情報体制の確立」を準用する。

第3節 緊急輸送網の整備

関係機関

建設課

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

その他については、一般対策編第2章第5節「緊急輸送網の整備」の定めるところによるものとする。

第4節 防災訓練計画

一般対策編第2章第10節「防災訓練計画」を準用する。

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策計画

関係機関

各課共通

大地震の発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することがなによりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

1 避難計画の策定

町は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定するものとする。

《計画の内容》

- (1) 避難の指示等を行う基準
- (2) 避難の指示等の伝達方法
- (3) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- (5) 避難場所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 避難所の施設設備の整備

町は、次のうちできるものから順次整備を図るものとする。

- (1) 避難所開設に必要な施設設備……貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器、非常用電源、非常緊急通話用電話の申請
- (2) 避難所生活の環境を良好に保つための設備……換気、照明等
- (3) 避難行動要支援者への配慮……スロープ、障がい者用トイレ等

3 その他事前計画の検討

各指定避難所に、避難行動要支援者を優先すべきスペースを想定することや各学校等においては迅速な授業体制の復旧のため、児童・生徒が専用で使用し一般の避難者を立入禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、避難所開設時に必要な対策を検討する。なお、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、県及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、民間賃貸住宅及び空家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努める。

4 避難所運営マニュアルの整備

町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図る。

《避難所運営マニュアルの内容》

- (1) 避難所開設・管理責任者
- (2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 避難所生活の基本的ルール
 - ア 居住区画の設定・配分
 - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) その他避難所生活に必要な事項
- (7) 平常体制復帰のための対策

5 避難場所の設定

本町における避難所及び避難場所は、一般対策編第3章第6項第2節「避難計画」に定めるとおりであるが、自主防災組織においては、集団による避難を行うため、地区毎に一時的に集合する場所を指定するなど、実情を織り込んだ計画の策定を図る。

6 行政区域を越えた広域避難の調整

一般対策編第2章第14節「避難対策」および第3章第6項第2節「避難計画」を準用する。

第2節 食料、飲料水、生活必需品の確保

関係機関

各課共通

災害発生後3日（推奨1週間）分の生活に必要な食料・生活必需品等の備蓄を住民に広報するとともに、速やかな調達が行えるように関係団体等との協定締結を図るものとする。

1 住民による個人備蓄の広報

災害発生後は、行政側の対応も混乱が予測されるため、発生後3日（推奨1週間）分の生活に必要な食料・物品等は原則として個人が備蓄するものとし、町はその啓発に努める。

2 町における初期対応について

災害発生後の物資及び食料の供給は、本町においては、商工会、農業協同組合、業者等と協定を締結する等速やかな調達体制の整備を図ることを第一義とするが、最少限必要な備蓄については、町で行っていく。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

3 備蓄物資と各機関における役割分担

町及び自主防災組織においては、今後備蓄充実の検討を行うが、備蓄を行う際には、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

- ・町——水、食料、生活必需品等災害発生直ちに必要なもの
救急・救助活動資機材等緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの
- ・県——使用頻度は低い、あると便利なもので高価なもの

県 と 町 と の 役 割 分 担

区 分	町	県
飲 料 水 食 料	水、携帯用ストロー浄水器 乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、 飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁	
生 活 必 需 品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、 ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、 トイレットペーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚 水処理用の水、食器、割箸、哺乳瓶、雨具、石鹼、洗面具	
炊 飯 装 置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ	
暖 房 装 置	石油ストーブ	
医 薬 品	救急箱、消毒液、三角巾	災害用医療資材セット
情 報 通 信 機 器	携帯ラジオ、携帯無線機	
防 災 活 動 上 の 資 機 材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エ アテント、水槽車、特殊 自動車
救 助 活 動 上 の 資 機 材	担架、鋸、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、ファ イバースコープ

飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置
そ の 他	仮設トイレ	

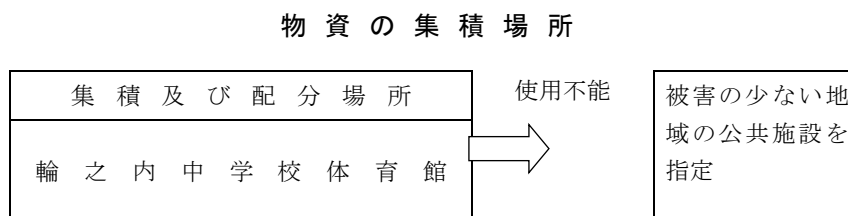
4 食料及び生活必需品の確保計画の策定

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の計画を策定する。

- (1) 確保すべき品目、数量（避難行動要支援者等に留意のこと。）
- (2) 流通在庫の定期的調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- (4) 緊急物資調達を含む相互応援協定の締結
- (5) 調達体制
- (6) 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- (7) 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- (8) 配分計画

5 物資の集積場所

町は、物資の集積場所を輪之内中学校体育館と定めているが、避難所として使用されるか施設自体が被災した場合は、指定避難所のうち、被害が少なく、避難所として使用されていない施設を一時集積場所として使用し、必要により仮設テントを設置するものとする。



6 飲料水確保計画の策定

町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため順次、次の整備を図る。

- (1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の作成
- (2) 応急給水用資機材等の整備
 - ア 飲料水兼用型貯水槽、鋼鉄プール
 - イ 給水タンク、ろ過装置、給水車
- (3) 湧き水、井戸水等の把握
- (4) 水道工事事業者等との協力体制確立
- (5) 復旧資材の備蓄
- (6) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

7 住民の責務

住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保及び体制づくりに努める。

- (1) 3日間（推奨1週間）程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
- (2) (1)のうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）
- (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）
- (4) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日（推奨1週間）分を目標とする貯水
- (5) 自主防災組織による給水体制の整備と資機材の整備（ろ水器、ポリタンク、ポリ袋等）の検討

第3節 防災資機材の確保

関係機関
総務危機管理課 建設課

大規模地震時には、建築物の倒壊が予想され、住民による初期救出の実施や町、県等による重機の利用が人的被害を少なくするポイントとなるため、町及び自主防災組織では、防災資機材の整備に努める。

1 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄（町、県の役割分担）

- ・町——情報通信機器及び防災・救助活動用資機材
- ・県——防災・救助活動用資機材のうち高価なもの

2 備蓄資機材の例

本項第2節「食料、飲料水、生活必需品の確保」の3の表に定める資機材のうち、情報通信機器、防災活動上の資機材及び救助活動上の資機材の例による。

3 業者等との協定促進

町においては、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努め、事前に災害時の協定締結や、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第4節 避難行動要支援者対策計画

一般対策編第2章第15節「避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第4項 地震に強いまちづくり

第1節 まちの不燃化・耐震化

関係機関

各課共通

「地震に強いまちづくり」を推進するためには、県、町で行う事業に加え、住民自身が行う対策を合わせて実行することが重要であり、県、町、住民は生命の安全の確保を第一としつつ、それぞれ次の対策の実施に努めるものとする。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町は、災害時に応急対策活動の拠点となる次の施設の耐震化について、構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

応急対策活動拠点

・役場庁舎	→	災害対策本部設置場所
・輪之内町コミュニティ防災センター	→	災害対策本部設置場所・物資備蓄場所
・輪之内中学校体育館	→	一時集積場所
・仁木コミュニティ防災センター	→	現地災害対策本部設置場所・物資備蓄場所
・福東コミュニティ防災センター	→	現地災害対策本部設置場所
・大藪コミュニティ防災センター	→	現地災害対策本部設置場所
・輪之内中学校	→	ヘリポート
・避難所及び避難地	→	一般対策編第3章第6項第2節別表に定める施設

2 一般建築物の耐震性強化

(1) 木造住宅耐震診断・耐震補強工事費補助制度等による木造住宅の耐震化促進

輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成18年輪之内町告示第35条）及び輪之内町耐震シェルター等設置補助金交付要綱（平成29年輪之内町告示第20号）の活用を促進することにより耐震化を図る他、輪之内町住宅・建築物耐震化促進計画（平成17年4月制定）により耐震化の推進を図る。

(2) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう、県では建築確認審査業務等とおした指導を行っている。

(3) 耐震化についての啓発強化

町は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性和、具体的な耐震方法の啓発に努める。

(4) 広報の実施

学校、医療機関、スーパーマーケット等多数の住民が集合する建築物においては、落下物の防止を含む耐震性の確保について指導、広報を行う。

3 被災建築物等の危険度判定体制の整備

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、地震活動等による二次災害に対し

て安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（地震対策編）に基づき平時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

(1) 震前判定計画の作成

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成するものとする。

(2) 研修機会の拡充

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

4 ブロック塀（石塀を含む。）の倒壊防止対策

(1) 住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識普及を図る。

(2) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(3) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、倒壊の危険があるブロック塀に対しては除去や造り替え、生け垣化等を奨励する。

5 道路施設等の整備

(1) 道路の整備

道路の幅員の確保に加え、長期的な防災の観点からの土地利用方針等に整合するよう町道の整備を図る。

(2) 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、補修等対策が必要なものの調査を行い、順次対策工法等を定め、改修に努める。

6 河川等の整備

町及び河川管理者は、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

(1) 河川施設の安全性の確保

地震災害時における河川、樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所については、整備を図る。

(2) 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。

7 空家等の対策

(1) 空家等の状況の確認

町は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 空家対策の推進

町は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

関係機関

総務危機管理課

建設課

第2節 地盤の液状化対策

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

1 液状化危険度に関する意識啓発

町は、揺れの時間を考慮した精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

また、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

2 基幹交通網における耐震化の推進

町は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

3 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下と崩壊が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐために、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。

4 ライフライン施設等の液状化対策

町は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施することとする。

第3節 火災予防計画

一般対策編第2章第7節「火災予防計画」を準用する。

第4節 危険物等災害予防計画

一般対策編第2章第8節「危険物等災害予防計画」を準用する。

第5節 ライフライン施設の整備

関係機関

建設課

施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

1 水道施設（建設課）

水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

(1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保

(2) 浄水場施設等の耐震化等

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化

イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備促進＝貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等の設置

(3) 管路施設の整備

ア 導・送・配水管路の耐震性の強化＝老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用

イ 配水系統の相互連絡＝2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備

(4) 電力設備の確保＝水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備

(5) 緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）をあらかじめ設定

(6) 資機材の備蓄等

ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）

イ 応急給水用器材の備蓄＝給水タンク等の整備

(7) 広域的相互応援体制の整備＝「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備

2 下水道施設（建設課）

下水道施設の管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を行う。

(1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

(2) 施設設備の耐震・液状化対策等

ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策

イ その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能の確保を図り、また補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備

ウ 緊急用として管きょ及び処理場にバイパス等の整備

エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備

オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備

- (3) 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- (4) 施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- (5) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- (6) 下水道台帳の整備
- (7) 他下水道施設管理者との災害時相互応援体制の整備

3 電気施設（中部電力パワーグリッド株式会社）

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行う。

- (1) 電力供給施設の耐震性確保
- (2) 防災資機材及び緊急用資材の整備
 - ア 復旧用資材
 - イ 各種工具
 - ウ 無線
 - エ 車両・船艇
 - オ 高圧発電機車
- (3) 要員の確保
 - ア 緊急連絡体制の整備（自動出社基準の策定）
 - イ 交通途絶時の出動体制の確立
 - ウ 関連会社との連絡体制の確立（対策要員の再確認と連絡体制の整備）
- (4) 被害状況収集体制の整備
 - ア ヘリコプター緊急出動体制（パイロット及び搭乗者の確保と緊急出動体制の整備）
 - イ 衛星通信回線の導入（移動無線、加入電話等に加え、衛星通信回線を確保）
- (5) 一般向け災害啓発活動、二次災害防止啓発活動の実施

4 電話（通信）施設（NTT西日本株式会社）

NTT西日本株式会社は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。

- (1) 災害対策機器の配備
 - ア 衛星用可搬形陸上無線機
 - イ ポータブル衛星通信搭載車
 - ウ 可搬無線機
 - エ 可搬形小容量デジタル無線機
 - オ 非常用可搬形遠隔収容装置（RT-BOX）
 - カ 移動電源車
 - キ 可搬形整流器
 - ク 可搬形発動発電機
 - ケ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等

(2) 重要通信の確保

ア 災害時優先電話の確保

イ 通信の疎通が困難となった時、状況に応じ一般加入者等の使用を適宜制限する措置をとるものとする。

ウ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

5 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

(1) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置

(2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置

(3) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け

(4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）

(5) 各種通信体制の活用……タクシー無線、アマチュア無線、インターネット

第6節 大規模停電対策

一般対策編第2章第2.2節「大規模停電対策」を準用する。

第3章 地震災害応急対策

第1項 町本部活動体制

第1節 防災活動体制の整備計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 本部設置場所 町役場 ⇒ (被災し使用不能) ⇒ 輪之内町コミュニティ防災センター又は被害の少ない町有施設 2 本部長不在時の代理者 副町長 → 参事 → 調整監 → 教育長 → 総務危機管理課長 3 災害対策本部設置基準 (1) 町域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 震度5弱程度の規模の地震が発生し、町長が必要と認めたとき。 4 動員基準 ・震度3(準備体制) ⇒ 防災担当職員(必要により本部事務室・広報部員) ・震度4(警戒体制) ⇒ 本部員、本部事務室・広報部員、本部連絡員 ・震度5弱以上(非常体制) ⇒ 全職員	各 部 共 通

1 計画の方針

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後短時間に起動する体制づくりを整備するとともに、災害対策本部設置予定場所自体が被災する可能性を考慮するなど、迅速性及び柔軟性を備えた初動体制の構築を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第1項第1節「災害対策本部運用計画」の定めるところによるものとする。

2 災害対策本部設置基準

町 災 害 対 策 本 部 設 置 基 準
1 町域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 町域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときで町長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部設置場所

町本部は、原則として町役場に設置する。ただし、町役場が被災し、使用不能のときは、輪之内町コミュニティ防災センター、さらには被害の少ない町有施設を使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

また、使用する既存施設がないときは、野外に仮設するものとする。

4 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 参事
- 第3順位 調整監
- 第4順位 教育長
- 第5順位 総務危機管理課長

5 町の体制（動員基準）

体 制	基 準	動 員 内 容	動員人員	摘 要
準備体制	・岐阜地方気象台が震度3を観測し、発表したとき。 ・岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下、「システム」という。）で震度3の地震の発生を検知したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	防災担当職員 必要により 〔本部事務室・広報部員〕	
警戒体制	・岐阜地方気象台が震度4を観測し、発表したとき。 ・システムで震度4の地震の発生を検知したとき。 ・岐阜地方気象台の発表並びにシステムの検知にかかわらず、町内で震度4程度の地震を感じたとき。	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制	本部員 本部事務室・広報部員 本部連絡員	町長が必要と認めれば災害対策本部を設置できる。
非常体制	・岐阜地方気象台が震度5弱以上を観測し、発表したとき。 ・システムで震度5弱以上の地震の発生を検知したとき。 ・岐阜地方気象台の発表並びにシステムの検知にかかわらず、町内で震度5弱程度以上の地震を感じたとき。 ・特別警報が発表されたとき。	災害が発生し、町域に大規模な災害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部を設置する。

6 動員基準に対応した措置

体制	情 報 の 収 集 ・ 報 告	措 置 内 容
準備体制	震 度 3 の 場 合	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 必要に応じて関係機関等への通報 5 必要に応じて総務危機管理課長及び町長等への報告 6 初期災害応急対策 7 災害情報に関する広報
	防災担当 職員による被害調査の実施 被害なし → 被害あり 通 常 業 務 〔 時間外の 場合は報 告後解散 〕 警 戒 体 制 へ	
警戒体制	震 度 4 の 場 合	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 関係機関等への通報 5 各課長及び町長等への報告 6 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること。 7 初期災害応急対策 8 災害情報に関する広報
	本部長、 本部事務 室・広報 部員及び 本部連絡 員による 被害調査 の実施 被害なし → 被害あり 通 常 業 務 〔 時間外の 場合は報 告後解散 〕 非 常 体 制 へ	
非常体制	震 度 5 弱 以 上 の 場 合	全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施 また、第一報を県のほか、消防庁にも報告
	全職員が参集途上において被害調査を実施	

第2節 職員動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 動員基準は前節活動のポイントに定めるとおり 2 震度5弱以上の場合の措置 (1) 全職員は町本部（役場庁舎）に自主参集 (2) 災害により(1)が不可能な職員は、最寄りの本町機関において自主応援活動を実施 (3) 全職員が参集途上において被害調査を実施 (4) 先着した職員により事務分掌を超えて緊急初動特別班を編成（緊急初動特別班の業務は本節3を参照）	各 部 共 通

1 計画の方針

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第1項第2節「職員動員計画」の定めるところによるものとする。

2 職員の動員体制

準備体制及び警戒体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。

なお、必要により町長（又は代理者）が行う配備要員の指名伝達は、一般対策編に定める系統による。

3 初動体制

(1) 勤務時間外に震度3及び4の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として本章第1項第1節「防災活動体制の整備計画」の5「町の体制（動員基準）」に基づいて行う。

震度4までの初動体制は、主に被害調査を行い、前節6「動員基準に対応した措置」の定めるところによる。

(2) 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集するものとする。

↓ 1 参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
↓ 2 人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
↓ 3 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集出来ない職員は、最寄りの本町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓ 4 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
↓ 5 被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
↓ 6 緊急初動特別班の編成	先着した職員により緊急初動特別班を編成し、順次初動に必要な業務（※）に当たる。
↓ 7 緊急初動特別体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動特別体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震等情報調査
- 3 関係機関等への情報伝達
- 4 災害対策本部の設置
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な避難場所への誘導
- 9 避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

第2項 災害動員計画

第1節 災害応援要請計画

一般対策編第3章第2項第1節「災害応援要請計画」を準用する。

第2節 技術者等の強制従事に関する計画

一般対策編第3章第2項第2節「技術者等の強制従事に関する計画」を準用する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

一般対策編第3章第2項第3節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第4節 広域応援要請計画

一般対策編第3章第2項第4節「広域応援要請計画」を準用する。

第3項 災害情報計画

第1節 災害情報の収集・伝達計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 地震情報の伝達系統図 本節2に定めるとおり 2 被害情報の収集 (1) 被害規模把握のための活動 ・職員の参集時による被害調査 ・自主防災組織及び地域の協力員からの情報収集 (2) 県及び消防庁への報告 ・概括的情報を把握できた時点で直ちに報告 ・県に連絡不能 ⇒ 直接消防庁へ報告 ・119番殺到時 ⇒ 県とともに消防庁へも報告 ・震度5強以上 ⇒ 県とともに消防庁へも連絡	各 部 共 通

1 計画の方針

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のために、関係機関との連絡や情報収集を図り、職員及び住民等へ確実な情報の提供を実施する。

2 地震情報の受理、伝達

(1) 岐阜地方気象台の発表する地震情報等

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報（長周期地震動階級1以上を観測した場合）」を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」（レベル3高潮警報又は津波注意報を発表した場合は除く。）を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。

さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。

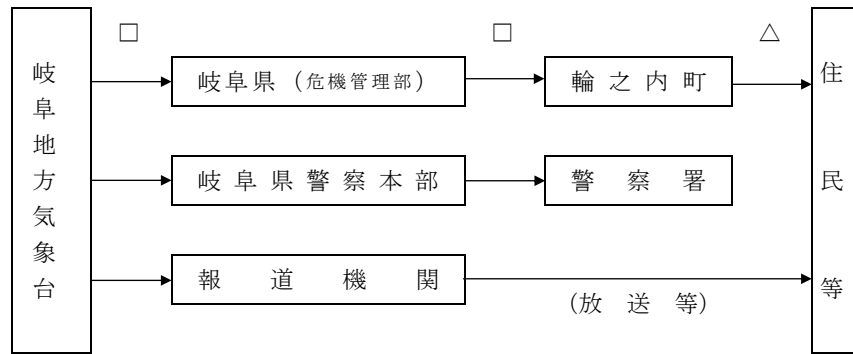
(2) 地震情報等の伝達

町は、県を通して伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の措置を行う。

(3) 緊急地震速報の伝達

町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した推定震度5弱以上の緊急地震速報を同報系防災行政無線等の効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民へ迅速かつ的確に伝達するとともに、町関係組織に伝達する。

地震情報の伝達系統図



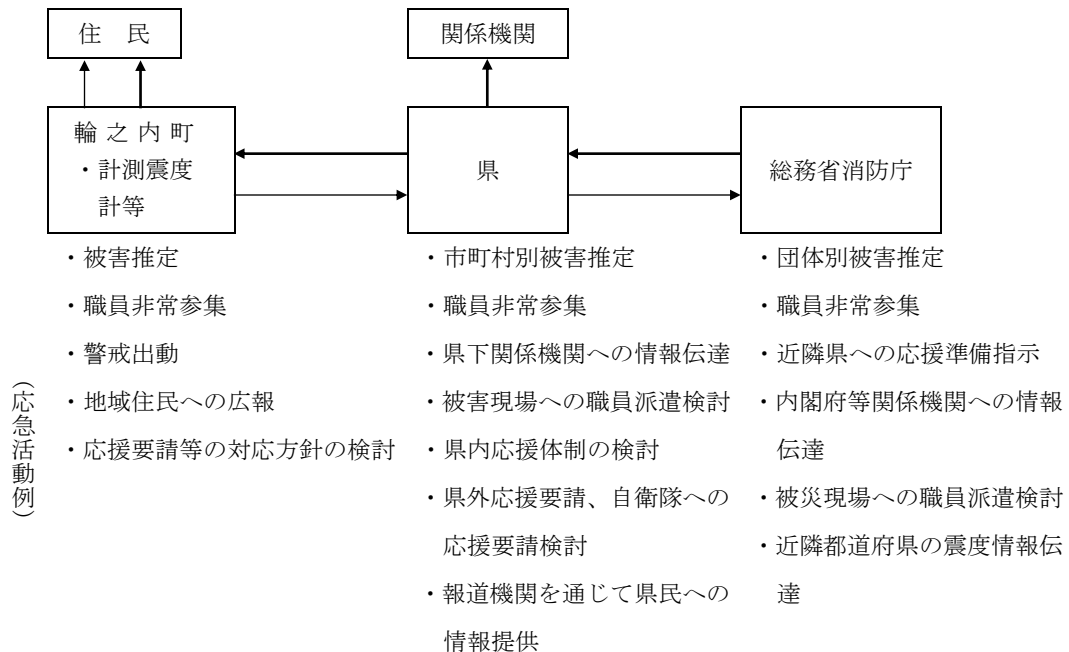
凡例

→ : 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統

□ : 岐阜県防災行政無線

△ : 輪之内町防災行政無線

震度情報の伝達系統図



凡例

—— 県、消防庁に集まった震度情報の流れ

—— 市町村で計測した震度情報の流れ

3 関係機関からの情報収集

町本部は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

関係機関との連絡方法

町 ↔ 大垣消防組合消防本部	電話、県防災行政無線、消防無線（受令機）、町防災行政無線（同報系）
町 ↔ 中消防署南分署	電話、県防災行政無線、町防災行政無線（移動系）、徒歩（伝令）
町 ↔ 大垣警察署	電話
町 ↔ 輪之内町消防団	電話、町防災行政無線（同報系、移動系）
町 ↔ 住民（自主防災組織）	電話、町防災行政無線（同報系、戸別）

なお、町は、上記にあげた方法以外にも、電子メール、インターネット等多様な通信手段の確保に努める。

4 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後においては、カに定める事項の被害調査を行い、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

イ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。

ウ 自主防災組織等地域住民及び地域防災活動協力員、警察活動協力員から情報を収集する。

エ 被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し現地に派遣する。

オ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

カ 災害発生直後において収集すべき被害情報

1	河川堤防等の状況
2	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
3	家屋等建物の倒壊状況
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
5	避難の必要の有無及び避難の状況
6	住民の動向
7	道路及び交通機関の被害状況
8	電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、水害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

さらに、119番通報が殺到する状況については、町本部は県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

なお、地震が発生し、町の区域内で震度5弱以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県へ連絡するとともに直接消防庁にも報告するものとする。

また、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 第2次段階において収集すべき被害情報

町本部は、(1)のカに定める情報により被害の規模を推定した後、さらに次の調査を行い、的確な応急対策の実施を図るものとする。

1	被害状況
2	避難指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況

5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

(4) 被害調査の報告及び追加措置

(1)のケ及び(3)により収集された情報は、各調査項目毎に担当課がとりまとめ、県に報告を行う。

なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各部により調査班を編成し、一般対策編第3章第4項第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定める区分により被害調査を行う。

第2節 災害通信計画

一般対策編第3章第4項第3節「災害通信計画」を準用する。

第3節 災害広報計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況、生活情報、安否情報等情報毎に有効な手段の選択（本節2参照）	本部事務室・広報部
2 り災者ニーズの把握と避難行動要支援者に配慮した情報収集、伝達の実施	情 報 収 集 部

1 計画の方針

町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務についてり災者等への広報活動を行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第4項第4節「災害広報計画」の定めるところによるものとする。

2 住民への広報

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のようなものがある。

伝達手段	種 別	特 色
広 報 車	㊦ ㊧	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防 災 行 政 無 線	㊦ ㊧	〃
掲 示 板	㊧ ㊨	各避難所や地域の拠点に設置。り災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	㊧ ㊨	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新 聞 折 り 込 み	㊧ ㊨	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能

㊦ 被害状況 ㊧ 生活情報 ㊨ 安否情報

3 被災者等への広報の配慮

町は、上記広報手段を活用し、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行うものとする。

第4項 緊急活動

第1節 避難計画

一般対策編第3章第6項第2節「避難計画」を準用する。

第2節 消防計画

一般対策編第3章第5項第3節「消防計画」を準用する。

第3節 水防計画

一般対策編第3章第5項第2節「水防計画」を準用する。

第4節 道路交通対策

一般対策編第3章第3項第1節「道路交通対策」を準用する。

第5節 輸 送 計 画

関係機関
各 部 共 通

1 計画の方針

一般対策編第3章第3項第2節「輸送計画」の定めるところによるが、交通規制がなされたときの運転者のとるべき措置については、次のとおりである。

2 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や被害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は、次の措置をとるものとする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第6節 医療、助産計画

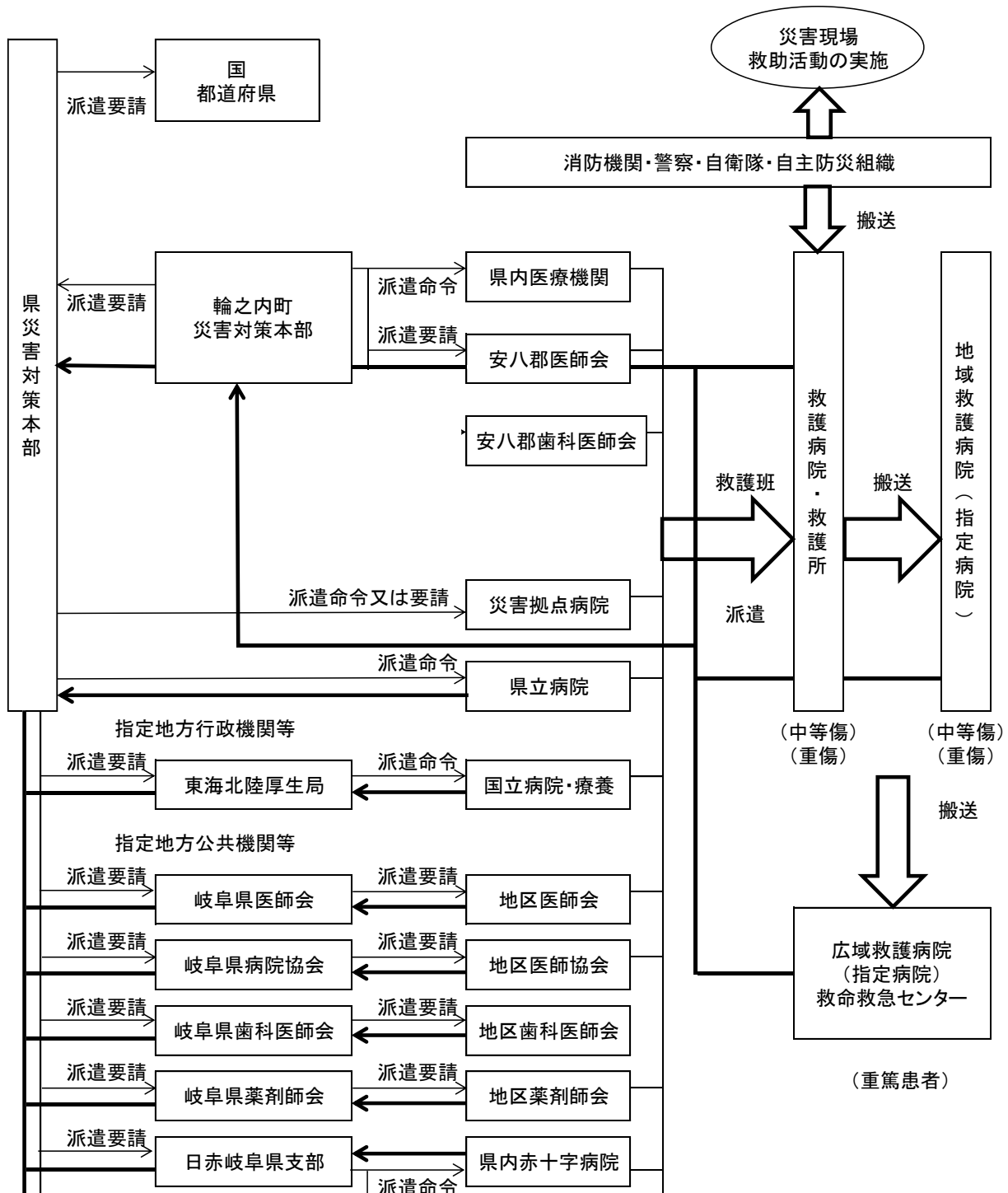
関係機関

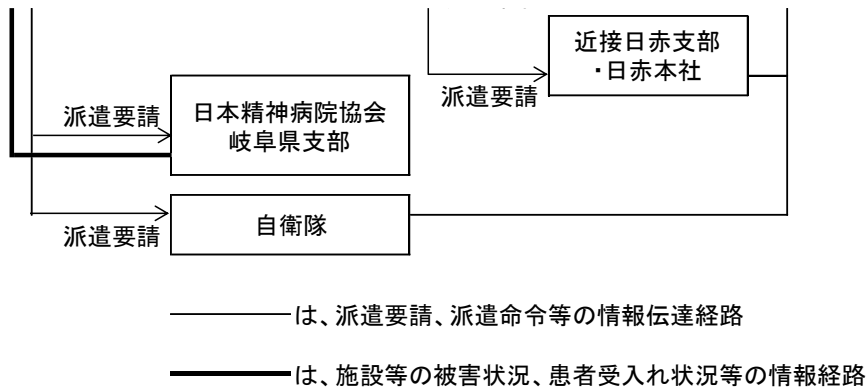
医療・救護部

1 計画の方針

一般対策編第3章第6項第7節「医療、助産計画」の定めるところによるが、震災対策として本町の救急医療体制を次のように定め、その充実に向け検討、実施していくものとする。

2 医療（助産）救護活動体系図





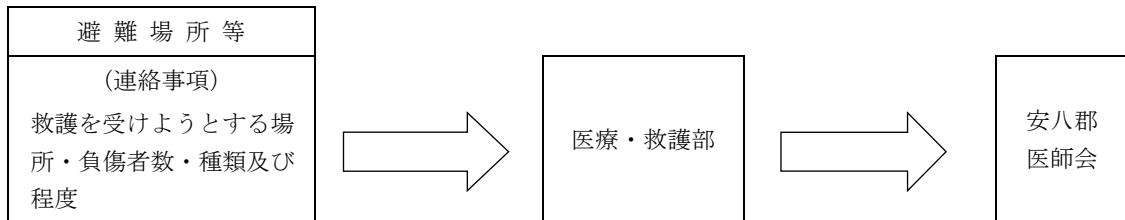
3 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、町内医療機関及び安八郡医師会の協力の下に、(1) 医療救護班を編成し、(2) 避難所等からの派遣要請に基づいて、(3) 救護所を設置（町内医療機関の利用を含む。）し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

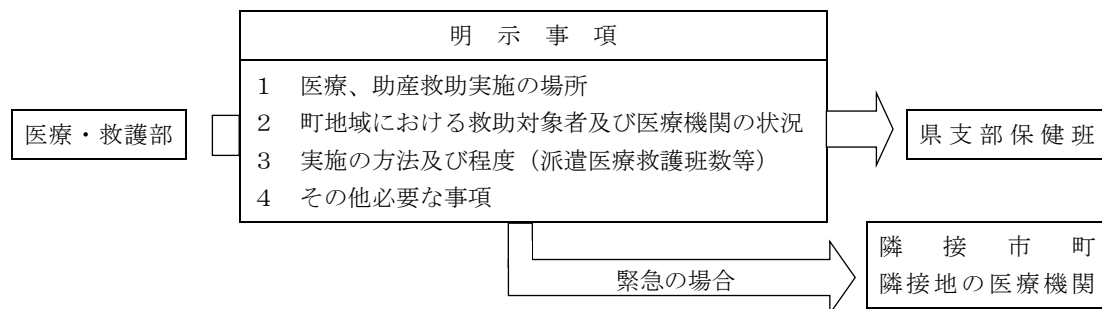
(1) 医療救護班の編成

○町内医療機関による編成	⇒	一般対策編第3章第6項第7節「医療、助産計画」参照
○町内医療機関のみでは不足する場合	⇒	安八郡医師会に応援要請
○医療救護班の構成	⇒	医師、看護師、助産師又は保健師、事務職員（運転手含む。）

(2) 医師会への医療救護班派遣要請系統



(3) 県及び隣接市、隣接地の医療機関への医療救護班派遣要請



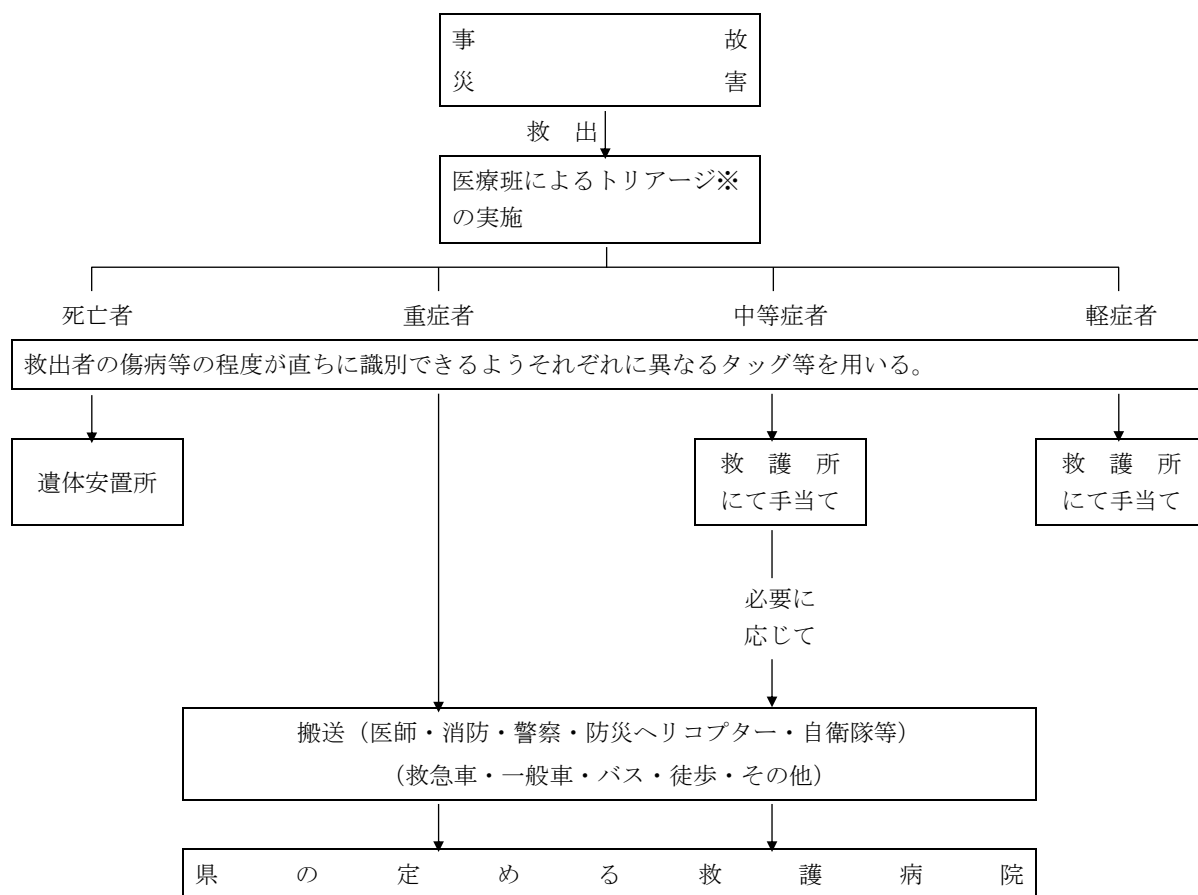
4 ヘリコプターによる救急搬送

被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の利用を県に要請する。

5 医療活動の実施

町は、町内医療機関や安八郡医師会との協力の下に、次のような活動体系を整備するものとする。

災害救護活動体系例



※トリアージ ⇒ 患者の重症度と緊急度によって治療の優先順位を決めること。

第7節 ライフライン施設の応急対策

関係機関

ライフライン部

1 計画の方針

各ライフライン関係機関の行う対策は、次のとおりである。

2 水道施設の応急復旧対策（ライフライン部）

(1) 緊急要員の確保

水道事業者は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に応援を要請する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

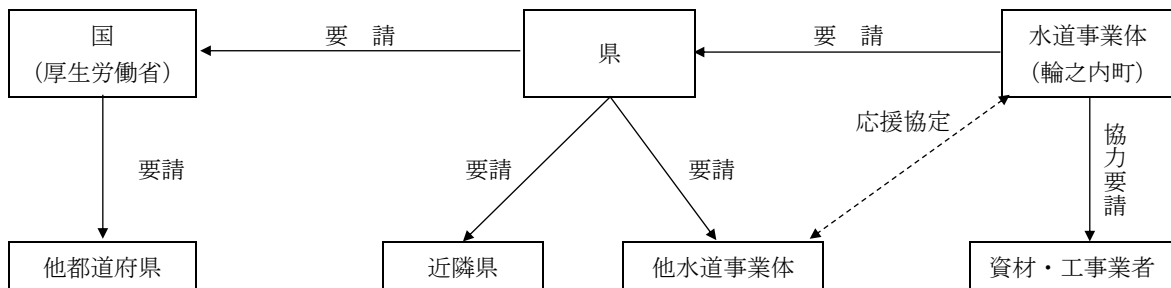
目標期間	
・ 3日まで	： 給水拠点による給水（1人1日3リットル）
・ 10日まで	： 幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
・ 21日まで	： 支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
・ 28日まで	： 仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）

(5) 県への応援要請

水道事業者による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

(6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。



3 下水道施設の応急復旧対策（ライフライン部）

(1) 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

ア 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）

区 分	応 急 対 策
管 路	① 緊急調査 - 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査） - 管路の破損による道路等他施設への影響調査 - 重要な区間の被害概要の把握 ② 緊急措置 - マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼
処理場、ポンプ場施設	① 緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防） - 人的被害につながる二次災害の未然防止、予防 （有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等） ② 緊急調査 - 被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査 ③ 緊急措置 - 火気の使用禁止、立入りの禁止、漏えい箇所のシール

イ 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

区 分	応 急 対 策
管 路	① 応急調査 - 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査） - 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査 ② 応急復旧 - 管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置
処理場、ポンプ場施設	① 応急調査 - 処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査 ② 応急復旧 - コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

4 電力会社の応急対策（中部電力パワーグリッド株式会社）

中部電力パワーグリッド株式会社は、災害時には次の災害応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 復旧用資機材及び輸送手段の確保

通常時より、復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。

(5) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 高圧発電機車による電源確保

必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

(7) 災害時における広報活動

被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。

(8) 防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5 電気通信事業者の応急対策（N T T西日本株式会社）

N T T西日本株式会社は、次のとおり公衆電気通信に係る災害応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 通信の非常疎通措置

災害時に際し、次により臨機に措置をとり、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常・緊急の電話及び電報は、一般の手動通話又は電報に優先して取扱う。

エ 警察・消防・鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(5) 資機材及び車両の確保

応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保するものとする。

(6) 応急復旧

通信の早期疎通を図るため、災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施するものとする。

第8節 大規模停電対策

一般対策編第3章第11項「大規模停電対策」を準用する。

第5項 公共施設の応急対策

関係機関

各部共通

1 計画の方針

地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。

特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとっても重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要である。

したがって、町が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うものとする。

2 対策

(1) 道路施設

ア 情報収集部は、地震発生後速やかに、防災上重要な施設を結ぶ緊急交通路について優先的に道路パトロールを行い、町道の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

イ 啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川災害危険箇所の点検

地震発生後、直ちに危険箇所のパトロールを行い、災害発生の危険の有無を調査し、危険箇所を発見した場合には、速やかに復旧作業及び住民への警戒避難体制の指示を行う。

(3) 公共建築物

役場庁舎、学校施設、医療機関及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されていることから、次のとおり災害応急対策を実施するものとする。

ア 建物の応急対策

「被災建築物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

イ 施設機能の応急対策

(ア) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発電機の配置並びに燃料確保

(イ) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

(ウ) 緊急通行車両その他車両の配備

(エ) 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧

(オ) その他重要設備の点検及び応急復旧

(カ) 飲料水の確保

(キ) エレベーターに閉じ込められた者の救出

(ク) 火気点検及び出火防止措置

第6項 民生安定活動

第1節 災害救助法の適用

一般対策編第3章第6項第1節「応急救助の手続等」の4「災害救助法適用基準」及び5「災害救助法による救助の種類と実施者」の定めるところによるものとする。

第2節 給水計画

一般対策編第3章第6項第4節「給水計画」を準用する。

第3節 食料供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 一般対策編第3章第6項第3節「食料供給計画」に定めるポイントを準用	本部事務室・広報部
2 住民へ3日（推奨1週間）分の食料の備蓄を広報（平時）	情 報 収 集 部
3 調達体制の確立（業者との協定締結の検討）	資 材 部
4 避難所における物資の流れと対策ごとの担当部（本節6参照）	炊 き 出 し 部

1 計画の方針

地震発生後のり災者及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行うものとする。なお被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

またこの計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第6項第3節「食料供給計画」の定めるところによるものとする。

2 食料の供給

(1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間り災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。なお、災害が広域に及んだ場合、援助物資等の調達が遅れることも考えられるため、1週間分の食料は各家庭で確保しておくことが望ましい。

住民には、インスタント食品やレトルト食品等の個人備蓄を呼びかける。

本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

(2) 少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

3 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段 階	食 料
第一段階（生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第二段階（心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階（自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊き出し

4 物資調達マニュアルの整備

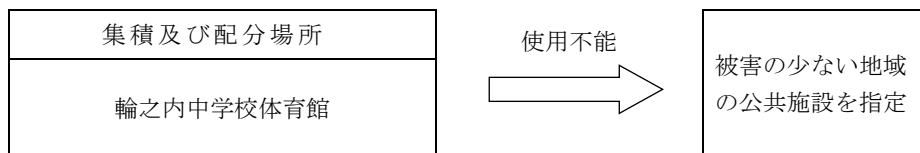
食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- (1) り災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ県への食料、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 避難所毎のり災者、自主防災組織等受入れ体制の確立
- (9) り災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

5 物資の集積場所

本編第2章第3項第2節「食料、飲料水、生活必需品の確保」の5に定めるとおりとし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

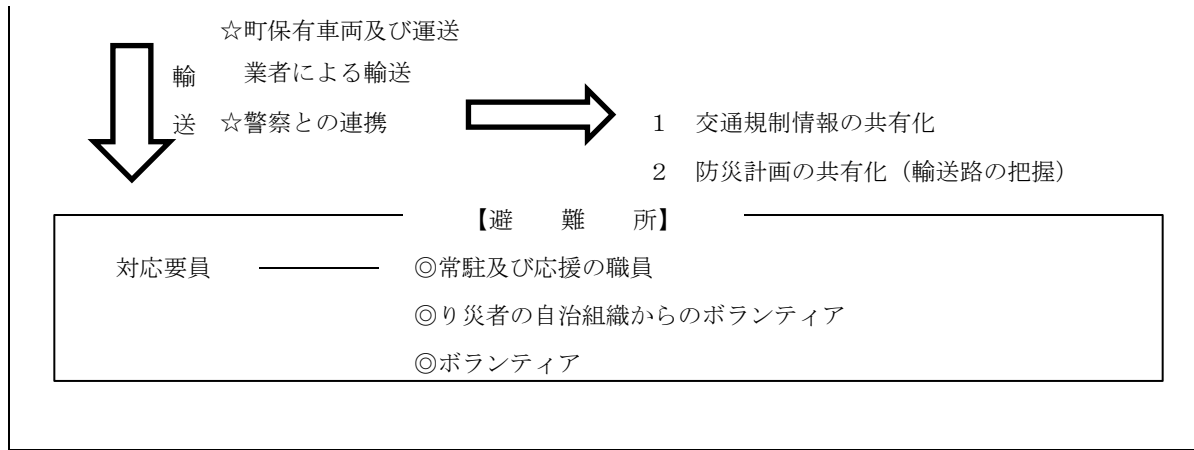
物資の集積場所



6 震災時における食料等（生活必需品等を含む。）供給の流れと実施担当部

対 策 部	実 施 内 容
情 報 収 集 部	車両確保
資 材 部	生活必需品・燃料等の調達、救援物資の仕分け
炊 き 出 し 部 資 材 部	食料の調達・配給、炊き出し手配、救援物資の支給

他地域からの救援物資 ↓	町の調達物資 ↓
輪之内中学校体育館	
仕分け 対策要員	食料、生活必需品、その他 ◎資材部を中心とする職員 ◎ボランティア



第4節 生活必需物資供給計画

関係機関

情報収集部
資材部

1 計画の方針

一般対策編第3章第6項第5節「生活必需物資供給計画」の定めるところによるが、避難所における供給計画等について、次のとおり定めるものとする。

2 避難所における供給計画

段 階	生 活 必 需 品 等
第一段階（生命の維持）	毛布等（季節を考慮したもの）
第二段階（心理面・身体面への配慮）	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階（自立心への援助）	なべ、食器類（自炊のためのもの）、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

3 物資の集積場所

前節5「物資の集積場所」に定めるところとする。

4 震災時における物資供給の流れと実施担当部

前節6の図に定めるところとする。

第5節 遺体保護計画

一般対策編第3章第6項第11節「遺体保護計画」を準用する。

第6節 防疫計画

一般対策編第3章第6項第12節「防疫計画」を準用する。

第7節 清掃計画

一般対策編第3章第6項第13節「清掃計画」を準用する。

第8節 保健活動、精神保健対策

関係機関

医療・救護部

1 計画の方針

地震により被害を受けている住民を対象に、県及び関係機関と協力し、避難所の健康生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施する。また、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、り災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 保健活動

(1) 保健活動チームの編成

保健所では、下記のとおり保健活動チームを編成するので、町においても保健師等を中心に協力を行う。

《保健活動チームの編成》

- ・ 避難所巡回保健チーム (医師 1、保健師 2、薬剤師 1)
- ・ 精神科チーム (医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師)
- ・ 歯科チーム (歯科医師、歯科衛生士)
- ・ リハビリチーム (医師、理学・作業療法士、保健師、看護師)
- ・ 栄養チーム (栄養士 1～2)
- ・ 臨床心理チーム (臨床心理士 1～2)
- ・ 家庭訪問チーム (保健師 1～2)
- ・ 仮設住宅訪問チーム (保健師 1～2)
- ・ 避難所巡回検診チーム (医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師)

(2) 活動内容

県及び町は連携をとり、保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に共同して活動するものとする。

ア 避難所及び自宅、仮設住宅などのり災者の生活状況を把握し、生活環境の整備を図ること。

- (ア) 避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調達及び指導
- (イ) 避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
- (ウ) 手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
- (エ) 衣類・寝具による体温調節及び清潔の状態の把握と調整及び指導
- (オ) 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
- (カ) 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
- (キ) 活動状況の把握と調整及び指導

イ 避難所における巡回健康相談等の実施

- (ア) 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。
- (イ) 症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
- (ウ) 被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
- (エ) 慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
- (オ) 寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
- (カ) 妊婦の生活指導と管理

- (キ) 乳幼児の生活指導と管理
- (ク) 高齢者の生活指導と管理
- (ケ) 難病・身体障がい者の生活指導と管理
- (コ) 結核既往者の管理と生活指導
- ウ 保健所・町における訪問指導の実施及び強化
 - (ア) 結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。
 - (イ) 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
- エ 保健所・町における定例保健事業の実施
- オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

3 精神保健

町は、保健所との連携により、管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

県、町及び保健所の実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保
 - ア 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等の促進
 - イ 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等
- (2) 精神科入院病床の確保
 - 入院必要患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保
- (3) 24時間精神科救急体制の確保
 - ア 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
 - イ 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
- (4) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
 - 閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開
- (5) 被災者の心の傷へのケア
 - 被災に伴う健康者の反応性病床としてPTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。
 - ア 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
 - イ 心の健康に関しての相談体制の充実
 - (ア) 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - (イ) 民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - (ウ) 避難所等への相談所開設
 - (エ) 仮設住宅、家庭等への巡回相談
 - ウ 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整
- (6) 被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア
 - 不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況の発生には、次のとおり対処する。
 - ア 民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等
 - イ 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

第9節 応急住宅対策

一般対策編第3章第6項第6節「応急住宅対策」を準用する。

第10節 被災建築物等に対する安全対策

関係機関
本部事務室・広報部 資 材 部

1 被災建築物等に対する安全対策の基本方針

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の地震活動等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 建築物

町は地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 宅地等

町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

第11節 災害援護資金等貸与計画

一般対策編第3章第6項第10節「災害援護資金等貸与計画」を準用する。

第12節 その他の救助保護計画

一般対策編第3章第6項第14節「災害義えん金品募集配分計画」及び同第15節「その他り災者の保護計画」を準用する。

第13節 ボランティア対策

関係機関
ボランティア部 社会福祉協議会

1 計画の方針

ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備に努める。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

2 ボランティアの受入れ体制

(1) ボランティア支援体制の確立

ア 町本部にボランティア部を設け、県本部、日赤岐阜県支部及び町社会福祉協議会並びに各種ボランティアと連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。

イ ボランティア部は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼び掛ける。

ウ 町本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

エ 町本部は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(2) 町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会の対応

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会災害救援本部及び県社会福祉協議会が設置する現地災害救援事務所に協力する。

各機関が行う業務は次のとおりである。

〈町社会福祉協議会〉

ア 町に直接訪れるボランティア希望者の受付

イ 町本部（ボランティア部）からのボランティアニーズの確認と県本部、県社会福祉協議会への伝達又は連絡調整

〈県社会福祉協議会〉

ア 必要に応じて、県社会福祉協議会災害救援本部を設置し、次の業務を行う。

（ア） 災害救援計画の策定及び実施

（イ） 救援活動に必要な情報の発信

（ウ） 災害救援ボランティアの調整

（エ） 災害救援ボランティアの受付・登録

（オ） ボランティア登録者への活動要請

イ 現地災害救援事務所を設置し、次の業務を行う。

（ア） 被災現地の救援活動

（イ） 災害救援ボランティアの受入れ及びコーディネート

（ウ） 災害救援ボランティアの救援活動への支援

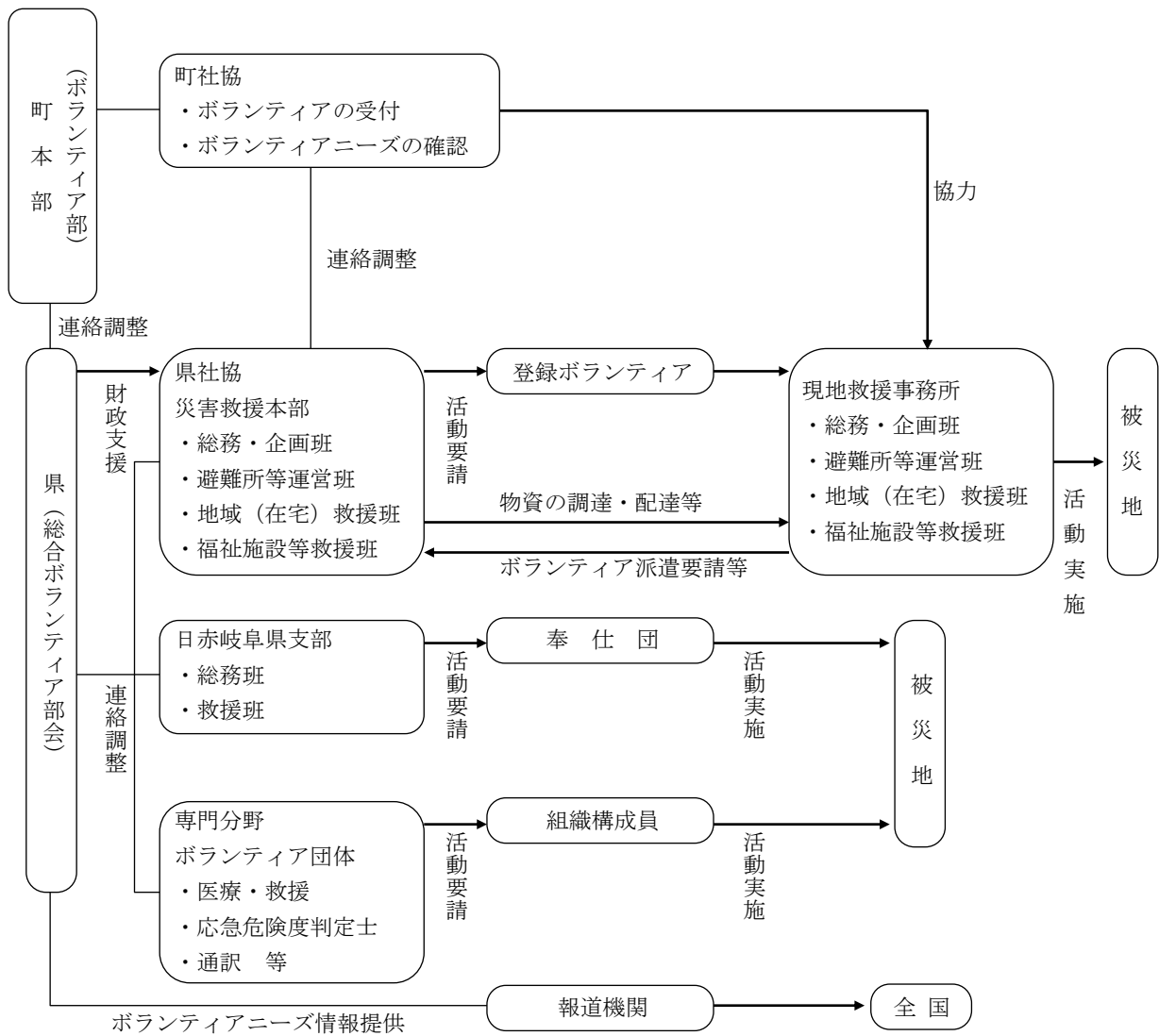
3 専門分野のボランティアの受入れ・派遣

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、県及び町の総合ボランティア部会と連携を密にし、受入れ・派遣に係る調整等を行う。

《災害時のボランティア活動》

- 1 リ災者の人命救助や負傷者の手当て
これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- 2 被災建物の危険度調査
被災した建物が、その後の地震活動に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。
- 3 リ災者の生活支援
これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。
 - (1) 避難所援助
食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、**子ども**の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配布）
 - (2) 在宅援助
高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど
 - (3) その他
リ災者のニーズ把握・援助、リ災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

4 災害救援ボランティア概要図



第7項 応急教育対策計画

関係機関

情報収集部

1 計画の方針

地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育に支障をきたさないよう措置する。

また、学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

なお、本計画に定めのない事項は、一般対策編第3章第8項「応急教育対策計画」の定めるところによるものとする。

2 児童・生徒の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童・生徒（以下「生徒等」という。）の保護に努める。

(1) 学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、生徒等の安全を確保するものとする。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した生徒等についてイに準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は、生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、生徒等を教室等に集める。

イ 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

3 生徒等に対する援助

(1) 転出、転入の手続

情報収集部は、生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかに、かつ弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他市町村の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応することとする。

(2) 心の健康管理

情報収集部は、被災した生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

第4章 地震災害復旧計画

復旧に関する対策は本計画に定めるほか、県計画地震対策編第6章「地震災害復旧」の定めるところによる。

第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

1 計画の方針

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

2 災害復旧の基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

- (1) 調査分析 ⇒ ・応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析
- (2) 災害復旧計画の策定 ⇒ ・調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定
・再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定
- (3) 優先順位の策定 ⇒ ・被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定
- (4) 協力体制 ⇒ ・関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

3 公共土木施設の災害復旧

町は、公共土木施設の地震発生による災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて、再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上より優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

4 激甚災害に関する対応計画

- (1) 町は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。
- (2) 町は、町内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

5 激甚災害に係る財政援助措置の対象

- | | | |
|--------------------------------------|-----|--------------|
| (1) 公共土木施設災害
復旧事業等に関する
特別の財政援助 | — ア | 公共土木施設災害復旧事業 |
| | — イ | 公共土木施設災害関連事業 |
| | — ウ | 公立学校施設災害復旧事業 |
| | — エ | 公営住宅等災害復旧事業 |

- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫に対する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2節 り災者の生活確保

1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合、家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、また生活手段の早急な確保が必要となる。町は、社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、民生の安定のための緊急措置を講じるものとする。なお、この計画中に定めのない事項は、一般災害編第3章第6項第10節「災害援護資金等貸与計画」、第14節「災害義えん金品募集配分計画」等の定めるところによるものとする。

2 り災による要保護児童の発見

町は、次の方法等によりり災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

- (1) 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。
- (2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、町はこども園に入所させ保育するものとする。

3 こどものメンタルヘルス

県は、こどもの災害時の精神不安定を解消するため、子ども相談センターにおいてメンタルケアを実施する。

第5章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1項 総 則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村（当時））が「強化地域」として指定された。

一方、岐阜県では、中津川市が強化地域として指定されているが、輪之内町においては、東海地震が発生した場合、震度6以上の地震とはならないと予想されたため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、町が震度6未満の地震であっても、町地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されるところである。

このため、町は、東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置について定めるものとし、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策（以下「警戒宣言前からの準備的行動」という。）を実施するものとする。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考えを基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、輪之内町の機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - (1) 警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するための体制を強化する。また、警戒宣言前の注意情報発表時においても、準備的行動を実施するための体制をとり、社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - (2) 東海地震による被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、注意情報発表の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本編第2章及び第3章で対処する。
- 4 輪之内町の地域は、強化地域ではないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対処するものとする。
- 5 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり、十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則として、学校対策等区分が必要な対策については、個別に対応をとるものとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性のあることから、対策の優先度を配慮する。
 - (3) 輪之内町及び関係防災機関並びに近隣市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第2項 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言 発令時対策

町及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

また、警戒宣言前の注意情報発表時においても、準備的行動を実施するための体制をとることとする。

第1節 活動体制

注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止等を図るため、町は必要に応じて災害警戒本部を、さらに災害対策本部を設置し、公共機関、防災上重要な施設の管理者等とともに、東海地震の予知に係る対策の迅速かつ的確な運営を図るものとする。

1 町本部

町は、基礎的な地方公共団体として、地域の安全を図る義務があり、注意情報が発表された場合は、必要に応じて災害警戒本部を設置し、警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部を設置して、災対法及び関係法令並びに輪之内町災害対策本部条例等に基づき、町災害対策本部の迅速かつ的確な運営を図るものとする。

2 地域住民の自主防災組織

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合は、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施し、警戒宣言が発せられた場合は、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に推進できるように協力し、一体的に行動するものとする。

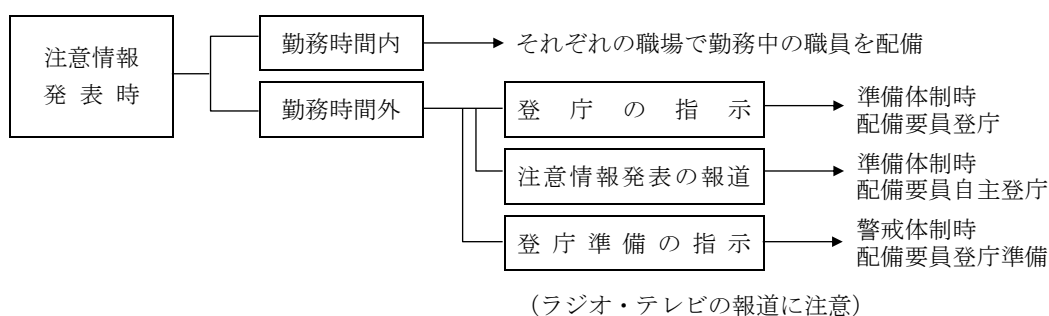
第2節 職員の動員体制

警戒宣言が発せられてから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまでは、注意情報が発表された場合を含めても比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な要員の動員が不可欠なものであり、町は次のとおり職員の動員体制を定めておくものとする。

1 注意情報発表時

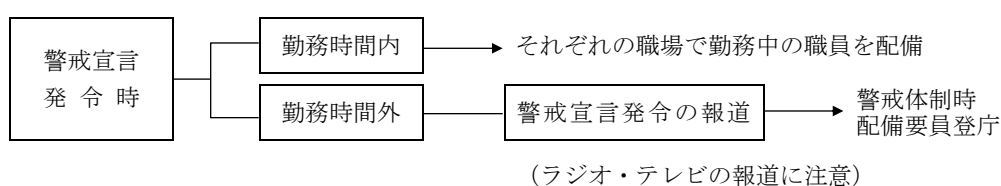
注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、一般対策編第3章第1項第1節「災害対策本部運用計画」及び第2節「職員動員計画」で定める情報伝達経路により、非常配備につく者（準備体制）に対し、登庁準備を指示するものとする。

なお、非常配備につくこととなっている者は、注意情報が発表された報道に接した場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁するものとする（災害警戒本部の設置）。



2 警戒宣言時

警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、1「注意情報発表時」で登庁準備の指示を受けた者（警戒体制時配備要員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、警戒宣言の発令の報道に接した場合、直ちに登庁するものとする。



3 防災関係機関等協力体制

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するうえで、他の機関の応援を求める必要性が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、又は町災害警戒本部に対し、応援の要請又は斡旋を依頼し協力を得る。

(2) 自衛隊地震防災派遣

ア 町災害警戒本部長は、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、県災害警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 自衛隊の地震防災派遣を受けた場合の受入体制については、一般対策編第3章第2項第3節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

(3) 警戒宣言後の緊急輸送の実施

警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、町災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

町は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市町村等の態勢を確認する。

第3節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町本部は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、また、防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期するものとする。

1 伝達する情報

「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報」、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令（以下「地震予知情報等」という。）

2 伝達主体

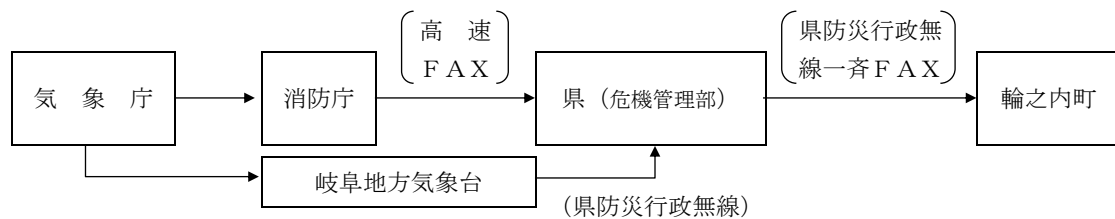
町は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。

この場合、地震予知情報等の意味や居住者がとるべき行動を合わせて示す。

3 地震予知情報等の伝達経路

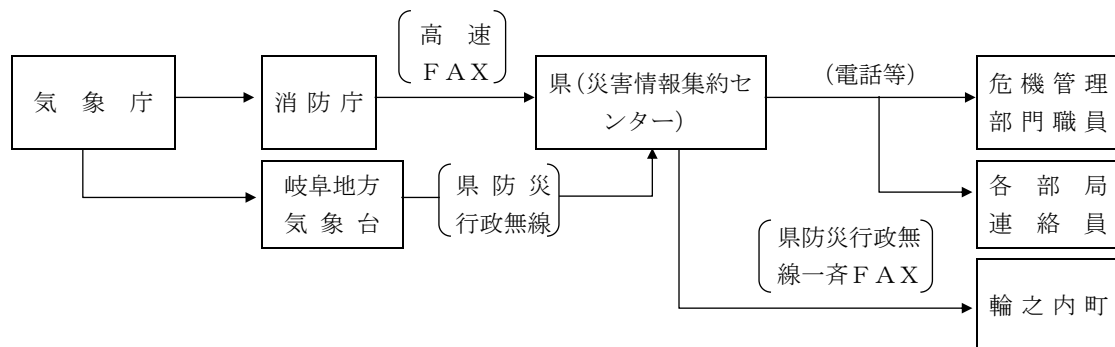
(1) 勤務時間内の連絡伝達経路

地震予知情報等の伝達経路は、次のとおりとする。



(2) 勤務時間外の連絡伝達経路

勤務時間外、休日における地震予知情報等の伝達は、次のとおりとする。



4 広報対策

町（本部事務室・広報部）は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、町防災行政無線、広報車の巡回、町内の掲示板等で迅速、的確な広報を実施する。

また、広報に当たっては、住民等に密接に関係する事項や混乱の発生を防止するための事項に重点において、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、次のような内容を反復継続して表現する。

(1) 広報の内容

ア 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想

- イ 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- ウ 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法等の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- エ 自動車による移動を自粛すること。
- オ 食料品等の買出し等の外出は自粛すること。
- カ 電話の使用は自粛すること。
- キ 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- ク 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

(2) 広報の手段

- ア 同報無線又はアマチュア無線
- イ 広報車の巡回等
- ウ 報道機関への情報提供
- エ 自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、多言語による表示、冊子などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

(3) 問い合わせ窓口

町は、居住者の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

町と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき必要な情報提供を行うものとする。

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第4節 事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、町は、地域住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

1 警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合、地域住民は耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

2 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 避難行動要支援者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等避難行動要支援者の実情に応じた事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

(3) 災害時危険地域居住者

町は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第5節 消防・水防対策

警戒宣言が発せられた場合、消防部は、不測の事態に備えて、次の事項を重点に必要な措置をとるものとする。

1 消防対策

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 火災発生の防止、初期消火について居住者等へ広報すること。
- (4) 自主防災組織等の活動に対して指導すること。
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること。
- (6) その他必要な措置

2 水害予防

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 地震の来襲と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる。
- (4) 水防活動に必要な資器材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不足の事態に備える。

3 警戒宣言前からの準備的行動

消防部は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資器材等の点検、補充、配備等を実施する。

第6節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、町（情報収集部）は、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、次の措置をとるものとする。

1 車両の交通規制

交通の混乱や交通事故等の発生を防止するとともに、交通の安全と住民避難の円滑を図るため、町道における車両の走行を必要に応じて抑制するものとする。

2 応急復旧資機材等の準備

道路の損壊等が予想される場合、応急復旧用資機材の在庫把握及び建設業者等に対して応急復旧の出动準備を要請するものとする。

3 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

4 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第7節 緊急輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、町（情報収集部）は、発災後に備えて、所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて運送関係業者に対し車両の準備を要請する等、緊急輸送車両の確保を図り、緊急輸送が実施できるよう備えるものとする。

1 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認は、一般対策編第3章第3項第1節「道路交通対策」による。

2 輸送手段の確保

町は、所有する車両等を準備、調達を行うが、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

3 ヘリコプター離着陸場の確保

町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

第8節 物資等の確保対策

警戒宣言が発せられた場合、各部は、発生後に予想される被災者に対する救助救護物資及び応急復旧資機材の円滑な調達のため、生産者及び卸売業者等の在庫量の把握に努め、調達体制を整えるものとする。

また、業者団体を通じ、又は直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

第9節 保健衛生対策

町は、医療機関及び保健所の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

1 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、対策の措置をとる。

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 外来診療

外来診療については、救急患者を除き中止する。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図るものとする。

(2) 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

2 清掃

警戒宣言が発せられた場合、衛生部は、西濃環境整備組合及び西南濃粗大廃棄物処理組合との連絡のもとに、処理活動に必要な清掃班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整えるものとする。また、指定された避難地に仮設便所が設置できるよう資機材の調達準備を行う。

3 防疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

町は、救護所の開設準備を行う。

各病院等は、病院等の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備を行う。

第10節 生活関連施設対策

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災活動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による供給不能の事態に備えて各所における緊急貯水が必要である。

水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

水道事業者は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

イ 応急給水

水道事業者は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水のための出動態勢を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであり、その供給を継続し確保することが不可欠である。

電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要によっては他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

3 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について、生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保

に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

4 公衆電気通信の確保

(1) 警戒時宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、町等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

N T T西日本株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ「災害用伝言ダイヤル“171”」を開設して安否確認に必要な措置をとるものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

N T T西日本株式会社は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、N T Tグループ各社の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、N T Tグループ各社等に対し、出動準備を要請するものとする。

5 報道

(1) 報道関係機関は、地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した報道体制の整備を図る。

(3) 報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し、冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。

6 金融

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。

(2) 強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

7 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 町は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

(2) 町は、応急給水の準備を行う。

(3) 各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第11節 公共施設対策

1 道路

警戒宣言から発せられた場合、情報収集部は、人命の安全と交通の混乱を防止するため、他の道路管理者及び警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置をとるとともに、応急復旧用の資機材の在庫把握及び建設業者等に応急復旧の出動準備を要請するものとする。

2 河川

警戒宣言から発せられた場合、情報収集部は、他の河川管理者と連携のもとに、必要に応じて応急復旧に必要な資機材及び水防資器材の備蓄数量の確認及び点検を行うとともに、建設業者等に応急復旧の出動準備を要請するものとする。

3 下水道

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

(1) 災害対応組織の編成

- ア 職員の招集（自主参集）
- イ 役割分担の再確認
- ウ 関係機関との情報交換

(2) 管渠

- ア 地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保
- イ 調査用機材、応急用機材の点検

(3) 処理場・ポンプ場

- ア 点検箇所：機械設備
 - (ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
 - (イ) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）
- イ 点検箇所：電気設備
 - (ア) 中央監視設備（電気設備の稼働状況）
 - (イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
 - (ウ) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
 - (エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

4 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、おおむね次の措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検

- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検及び被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

5 その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達態勢を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

6 工事中の建築物その他工作物又は施設

工事中の建築物管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講ずるものとする。

特別の必要により、補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮するものとする。

倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対し注意を促すとともに、町に通報するものとする。

7 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第3項 大規模な地震に係る防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年に1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震活動に関する情報等の情報伝達訓練
 - (4) 車両による避難訓練

第4項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

町は、住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童・生徒に対する教育

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

5 自動車運転者に対する教育

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1項 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、町内一体となった南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、町、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第5条の規定に基づく推進計画とする。
- 3 「南海トラフ地震に関する対策」は、地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、本編第3章「地震災害応急対策」に定めるところにより対応する。
- 4 町は、「南海トラフ地震に関する対策」に基づき、それぞれ必要な具体的対策等を定め、その実施に万全を期する。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として 行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町、県、町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編第1章第3節「防災機関の業務の大綱」による。

第4節 南海トラフ地震防災対策推進地域

岐阜県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり。（平成26年3月31日官報告示）

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡（岐南町、笠松町）、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡（神戸町、輪之内町、安八町）、揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町）、本巣郡（北方町）、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）、可児郡（御嵩町）

第2項 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

町は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災対法に基づき、直ちに輪之内町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災対法、輪之内町災害対策本部条例に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

1 動員体制

要員の動員及び参集については、本編第3章第1項第1節「防災活動体制の整備計画」及び第2節「職員動員計画」による。

2 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3項 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策は、本編第3章「地震災害応急対策」によるものとする。なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、平成23年3月に発生した東日本大震災のような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意し、災害応急対策を実施する必要がある。

1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、本編第3章第3項第1節「災害情報の収集・伝達計画」による。

発災直後は国や県の情報収集能力の低下により、把握できる被害情報が全く不足することを想定して、的確な避難情報の収集に努める。

2 施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視については、本編第3章第5項「公共施設の応急対策」による。なお、南海トラフ地震発生の場合は、時間差を置いて再び大きな揺れが生じた場合を想定し、施設の危険箇所の把握に努める。

3 二次災害の防止

南海トラフ地震は、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があることが特徴である。複数回にわたる被災に対応できるよう、一般対策編第3章第5項第3節「消防計画」及び第7項第5節「危険物施設等の応急対策」の定めるところにより、必要に応じた施設の点検・応急措置、防災関係機関との相互協力等を実施する。

4 救助・救急・医療救護

(1) 救出及び救急については、一般対策編第3章第6項第8節「り災者救出計画」による。

(2) 医療救護については、本編第3章第4項第6節「医療、助産計画」による。

医療施設が被災し、機能が低下する中で、広域にわたり大量の傷病者が発生すると想定される。対象患者の広域医療搬送にも限界があることから、町は、国その他の関係機関と連携して、災害対策基本法86条の3の規定に基づく臨時の医療施設の開設等、町内における医療体制の確立にも留意した医療活動に取り組む。

5 物資調達

物資調達及び供給については、一般対策編第3章第6項第3節「食料供給計画」、第4節「給水計画」及び第5節「生活必需物資供給計画」による。国は、発災直後の情報混乱期においては、県や町からの要請を待たずして物資の供給を行うとしているが、被害の状況によっては救援物資の絶対的に不足することも考えられるため、備蓄状況の把握に努めるとともに、町内小売店の早期営業再開のためのライフラインの復旧等、臨機応変な対策を講じる。

6 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、一般対策編第3章第3項第2節「輸送計画」による。

7 保健衛生

保健衛生対策については、一般対策編第3章第6項第12節「防疫計画」、第13節「清掃計画」及び本編第3章第6項第8節「保健活動、精神保健対策」による。

第2節 資機材、人員等の配備

町は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、次の措置を行う。

1 物資等の確保

災害応急対策等に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）を確保するものとする。町内での確保が困難な場合は、県に対して県が保有する物資等の放出等を要請するものとする。

2 人員の配備

災害応急対策等に必要な人員を動員し、適切に配置につかせるものとする。配備要員が不足する場合には、県に対して職員の斡旋を求めるものとする。

第3節 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請及び町が締結している応援協定は、一般対策編第3章第2項「災害動員計画」の定めるところによる。なお、被害が広範囲にわたる南海トラフ地震の性質上、国、県の情報収集能力の低下や、救援物資の絶対的な不足を考慮し、応援要請を行う必要がある場合は、速やかに要請するよう努める。

第4節 避難行動要支援者、帰宅困難者等に関する対策

町は、県等防災関係機関と連携して、高齢者、障がい者、子ども、病人等避難行動要支援者、帰宅困難者、外国人、滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置、避難所への誘導や帰宅支援等必要な支援対策を講じるものとする。

尚、南海トラフ地震が発生した場合の当町における滞留旅客、帰宅困難者の想定人数は次のとおり。

- | | |
|-----------|----|
| (ア) 滞留旅客者 | 0人 |
| (イ) 帰宅困難者 | 8人 |

※H23～24 南海トラフの巨大地震等被害想定調査（岐阜県）による

第5節 文化財保護対策

指定文化財等の所有者又は管理者は、南海トラフ地震の被害から防護するため、建造物には消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置に努め、また建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、施設内の巡視、消火・防災訓練の実施等の対策を実施するものとする。

第6節 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第4項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、おおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

建築物、構造物等の耐震化、避難地の整備その他整備計画については、本編第2章第3項第1節「避難対策計画」及び第4項第1節「まちの不燃化・耐震化」による。

第5項 防災訓練計画

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、次の内容に留意して平時から防災訓練を実施する。

- 1 町は、南海トラフ地震における応急対策及び防災関係機関及び住民等の自主防災体制との調整の円滑化を目的として、南海トラフ臨時情報等が発表された場合の情報伝達等に係る防災訓練のほか、南海トラフ地震の被害想定を盛り込んだロールプレイング方式の情報伝達、指揮訓練等を町の実施する各種訓練に組み込むものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年に1回以上実施するものとする。
- 3 町は、防災関係機関及び居住者等の参加を得て、防災訓練の実施を通じて、地域防災力の向上に努める。
- 4 町は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるよう、マニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。
- 5 その他必要な事項は、一般対策編第2章第10節「防災訓練計画」による。

第6項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

その他必要な事項は、一般対策編第2章第9節「防災思想の普及計画」による。

1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震防災対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じた単位で行うものとし、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動、地震リスクや防災対応に関する平常時との違い、並びに自らの行動を主体的に考える意識の醸成
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (3) 地震等に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童・生徒等に対する教育

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

5 自動車運転者に対する教育

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7項 南海トラフ地震臨時情報発令時の防災対応等

第1節 南海トラフ臨時情報発令時の防災対応

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予知は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対策について、あらかじめ定めるものとする。

1 防災対策の基本的な考え方

町及び県は南海トラフ地震臨時情報防災対策ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、ここの状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動をとることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることがを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

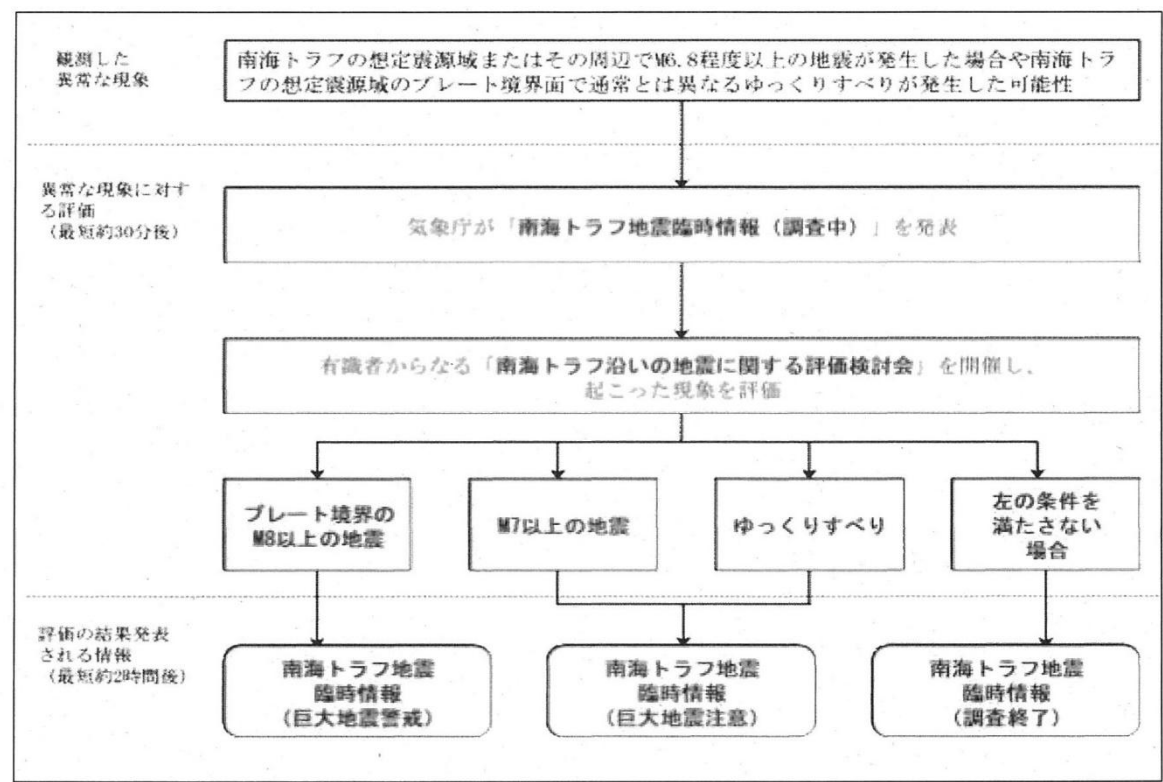
2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	想定領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発令までの流れ



3 防災対応をとるべき期間

町および県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

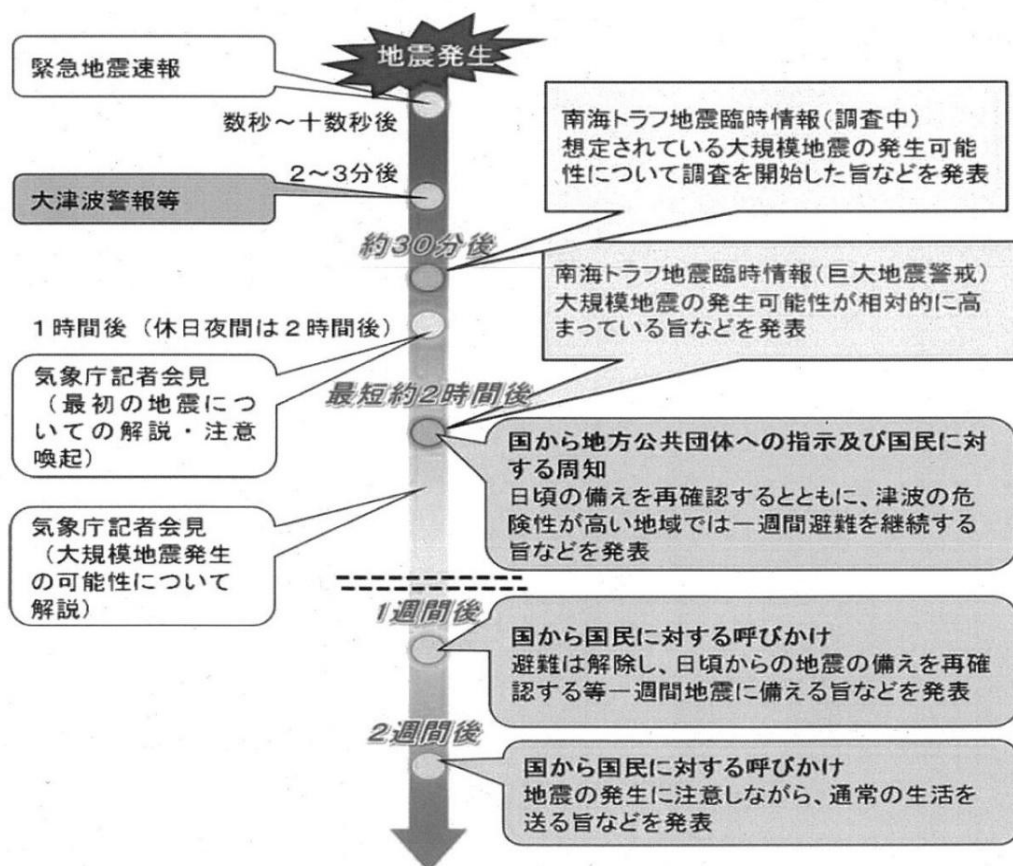
また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			

	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間			
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表
「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(出典:国ガイドライン)

第2節 南海トラフ地震臨時情報発令時の防災体制

1 町及び県の体制

町及び県は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、町災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置されている体制で対応にあたるものとする。

○町及び県の防災体制等

情報名	町の防災体制等	県の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	災害対策本部 〈構成〉 本部長：町長 メンバー：本部員 〈内容〉 ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報・政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	災害対策本部 〈構成〉 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員 〈内容〉 ・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報・緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	輪之内町災害警戒会議 〈構成〉 警戒体制（地震）の例による 〈内容〉 ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	岐阜県災害警戒会議 〈構成〉 トップ：危機管理部長 メンバー：各部主幹課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長 ※必要により副知事（危機管理担当）が出席 〈内容〉 ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を

		共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時 情報（調査終了）	防災担当部局は、関係部局と情報共有	危機管理部は、庁内各部局、市町村、県 事務所へ連絡し、情報を共有

2 運営等

町は、災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 方針

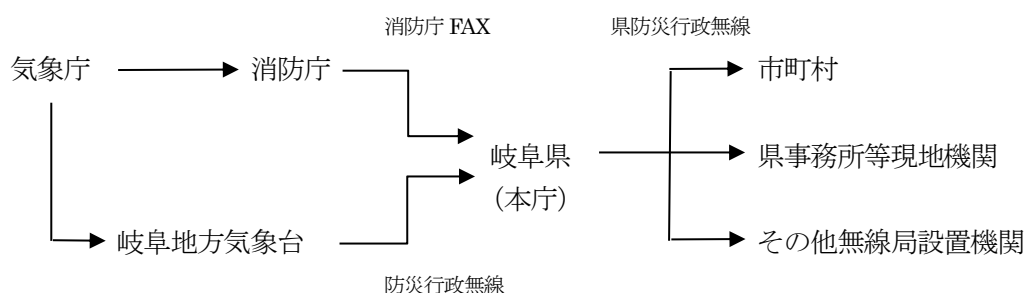
南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む）や緊急速報メールのほか、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員児童委員、消防団等の「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用するとともに、外国人防災リーダーや通訳者、通訳ボランティア等の協力を得るものとする。

町は、「南海トラフ地震臨時情報」発表時に町民及び関係機関が円滑に適切な防災対応をとることができるよう、南海トラフ地震臨時情報の内容、発表時に実施する措置及び町民がとるべき行動についての周知や広報を行うとともに、発表時における地震リスク及び防災対応が平常時と異なる点、並びに主体的に自らの行動を判断し、あらかじめ行動内容を定めておくための意識の醸成に関する普及啓発を行うものとする。

ウ 住民等への伝達内容

町及び県は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	・ 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	・ 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など

	2週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけなど
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	発表時	・ 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけなど

エ 問い合わせ窓口

町及び県は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の 災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、災害リスクに応じ事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施内容

（1）事前の避難

町は、災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の特性に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。

また、町は耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応方針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

県及び町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

（2）避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保するものとする。

町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設も通常どおり営業していると想定されることから、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅への避難が基本であること

イ 知人・親類宅への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

（3）学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業等の検討や児童生徒等の保護者への引き渡し等安全確保措置を講ずるものとする

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の 災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施内容

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町及び防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。